

県南広域振興局長告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年11月7日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人立正会	北上市大堤西一丁目3番12号	北星荘デイサービスセンター	北上市下鬼柳17地割127番地5	平成20年8月21日

2 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人立正会	北上市大堤西一丁目3番12号	北星荘短期入所生活介護事業所	北上市下鬼柳17地割127番地5	平成20年8月21日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人立正会	北上市大堤西一丁目3番12号	北星荘デイサービスセンター	北上市下鬼柳17地割127番地5	平成20年8月21日
特定非営利活動法人花巻イキイキ・わくわく・クラブ	花巻市一日市2番5号	まちなかデイ	花巻市一日市2番5号	平成20年9月1日

4 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人立正会	北上市大堤西一丁目3番12号	北星荘短期入所生活介護事業所	北上市下鬼柳17地割127番地5	平成20年8月21日